

# ○日本学術会議会則

〔平成十七年十月二十四日〕  
〔日本学術会議規則第三号〕

最終改正 平成二三年 七月二八日日本学術会議規則第 一号

(略)

## 第十章 地区会議

(地区会議)

**第三十三条** 学術会議に、地域社会の学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもって組織する地区会議を置く。

2 地区会議に関し必要な事項は、幹事会が定める。

(略)